

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月12日は9万円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は8万5,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は8万3,000円、同年12月22日は14万3,000円、18年8月11日は8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は9万円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は8万5,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は8万3,000円、同年12月22日は14万3,000円、18年8月11日は8万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は13万7,000円、同年12月9日は14万円、18年7月14日は14万5,000円、同年12月15日は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込日及び振込額並びに当該期間における

厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与に係る給与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「お取引明細」及び複数の同僚の給与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は13万7,000円、同年12月9日は14万円、18年7月14日は14万5,000円、同年12月15日は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年7月14日、同年12月15日、19年8月10日、同年12月7日、20年8月18日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年7月14日は13万5,000円、同年12月15日は13万2,000円、19年8月10日は13万5,000円、同年12月7日は13万8,000円、20年8月18日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人が提出したA社から支給された賞与に係る給与支給明細書及び当該期間に係る申立人名義の金融機関の「預金取引明細照会（流動性）」により確認できる賞与の振込日から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、前述の支給明細書により確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成18年7月14日は13万5,000円、同年12月15日は13万2,000円、19年8月10日は13万5,000円、同年12月7日は13万8,000円、20年8月18日は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①及び②については、前述の支給明細書により、A社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給されたことは確認できるものの、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年12月9日、18年7月14日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年12月9日は13万3,000円、18年7月14日は12万9,000円、同年12月15日は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②、③及び④については、当該期間に係る申立人名義の金融機関の「預金取引明細照会（流動性）」により確認できる賞与の振込日及び振込額並びに厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与に係る給与支給明細書から

判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の「預金取引明細照会（流動性）」及び支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年12月9日は13万3,000円、18年7月14日は12万9,000円、同年12月15日は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の「預金取引明細照会（流動性）」によりA社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の「預金取引明細照会（流動性）」で確認できる申立期間①の入金額は、万円単位の端数の無い額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、万円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与に係る給与支給明細書によると、支給額が万円単位の端数が無い額となっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月15日、同年12月9日、18年7月14日、同年12月15日、19年8月10日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年7月15日は12万7,000円、同年12月9日は13万円、18年7月14日は13万5,000円、同年12月15日は13万2,000円、19年8月10日は13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が提出したA社から支給された賞与に係る給与支給明細書及び当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込日から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の支給明細書により確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は12万7,000円、同年12月9日は13万円、18年7月14日は13万5,000円、同年12月15日は13万2,000円、19年8月10日は13万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑥及び⑦については、前述の支給明細書により、A社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給されたことは確認できるものの、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する申立期間⑥及び⑦に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 31 日までA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 3 月 31 日までA社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の離職日は昭和 43 年 3 月 30 日と記載されていることから、雇用保険の資格喪失日は申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日の前後 1 年間（昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで）において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚 12 人について、雇用保険の被保険者資格の喪失日を調査した結果、記録が判明した 4 人全員の同資格喪失日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致しており、当該 12 人のうち、回答のあった 3 人は、自身の厚生年金保険の資格記録に間違いは無い旨供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立

期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月頃から28年1月頃まで
② 昭和28年10月1日から29年5月1日まで
③ 昭和29年7月から同年12月まで
④ 昭和30年1月から31年3月まで
⑤ 昭和31年4月から同年5月まで
⑥ 昭和31年8月から35年2月まで

私は、申立期間①については、次のとおり、A社（現在は、B社）の事業所等において行われていた事業について、各業務に従事した。

昭和26年1月頃から終期は記憶していないが、C事業所において、D業務に従事した。

また、申立期間①のうち昭和27年6月頃から同年10月頃までの期間は、E事業所において、F業務に従事した。

さらに、申立期間①のうち昭和27年11月頃から28年1月頃までの期間は、G事業に従事した。事務所はH地区にあったと思う。

申立期間②については、I事業所J事務所において、K事業に従事した。

申立期間③については、L社（現在は、M社）のN事業所において、O業務に従事した。

申立期間④については、I事業所J事務所において、P事業に従事した。

申立期間⑤については、I事業所Q事務所に異動したが、2か月ぐらいで退職し、失業給付を受給したことを記憶している。

申立期間⑥については、R社（現在は、S社）T支店に勤務し、U業務に従事した。昭和32年12月頃、勤務中に負傷し、労災事故と認定された記憶があるが35年2月頃まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社C事業所、E事業所及びG事業における作業内容やV職の姓などについて具体的に供述している。

しかしながら、B社は、当時の従業員名簿に申立人の姓名が確認できないと回答している。

また、適用事業所名簿では、A社C事業所及びE事業所は厚生年金保険適用事業所として確認できない。

なお、B社は、E事業所については、従業員名簿にその名称が記載されていないことから、設置されていたかどうか不明であると回答している。

さらに、申立人が申立期間①のうちG事業に従事していた頃、事務所はH地区にあったと供述していることについて、A社W事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該期間当時同事業所において給与計算事務を担当していたとする者は、「当時、H地区の事務所はW事業所の管轄であり、同事業所に在籍していた従業員全員の姓名を記憶している。また、給与計算事務を担当していたので給与からの厚生年金保険料の控除状況についても記憶しているが、申立人については記憶が無い。さらに、申立人が挙げているV職という職種はA社では従業員として取り扱われていなかったと記憶しているので、申立人はX職であるとしていることからみると、申立人は同社の従業員として取り扱われていなかったのではないか。」と供述している。

加えて、適用事業所名簿によると、申立期間①当時において申立人が勤務していたとするA社の事業所等に係る厚生年金保険の適用事業所と考えられるA社Y支店、W事業所及びZ事業所並びに当該3事業所の周辺に設置されていた同社の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、申立人が挙げたV職についても姓のみのため該当者を特定することができない。

これらのことから、申立人がA社のC事業所、E事業所及びG事業の各業務に従事していたことはうかがえるものの、同社の従業員として勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②、④及び⑤について、申立人の作業内容についての供述とI事業所の関連事業所であったa社の回答内容が一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人がI事業所の事務所に勤務していたこ

とは推認できる。

しかしながら、I事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主にも連絡が取れないことから、a社に照会したが、同社は、I事業所に関する資料については保管しておらず、当時の状況については不明である旨回答している。

また、a社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人には、申立期間②直後の昭和29年5月1日から同年6月21日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、このことについて同社に照会を行ったものの、同社は申立人に係る人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立人と同様に昭和29年5月1日にa社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚54人のうち連絡先が確認できた4人に照会を行ったところ、2人から回答が得られたが、そのうち1人は、I事業所に勤務していたが同事業所に係る年金記録は無い旨回答し、もう1人はa社に勤務していたが、I事業所の現場の応援のため出向していた旨回答しているものの、両事業所における厚生年金保険料の控除に係る具体的な供述は得られない。

加えて、前述の被保険者名簿により、申立人と同様に昭和29年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚6人については、申立期間②、④及び⑤の期間について、I事業所又はa社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、連絡先も不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間②、④及び⑤の期間における複数の同僚の姓を挙げるとともに、申立期間⑤当時には申立人の実弟も勤務していたと供述しているところ、これらの者は死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務の状況、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、L社のN事業所での作業内容について具体的に供述していることから、当該作業に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、複数の同僚の姓を挙げているものの、いずれ

の者についても、L社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該姓に該当する者が見当たらないことから、申立人の申立期間③における勤務の状況等について供述を得ることができない上、M社に照会したものの、その回答からは申立人が当該期間当時にL社に勤務していたことがえなない。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑥について、申立人の作業内容についての具体的な供述とR社T支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述が一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、S社は申立人に係る人事記録等は保管しておらず、申立人に係る雇用状況及び厚生年金保険に関する適用状況について不明であると回答している。

また、前述の同僚うち一人は、申立人が従事していた作業内容であれば、R社T支店の「本雇」ではなかった可能性が高く、「本雇」にならないと同社同支店では厚生年金保険に加入させていなかったと思うと供述している。

さらに、申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 7 月 31 日

A社の事業主が、申立期間を含む平成 23 年 7 月から 25 年 7 月までの間に支払われた賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したが、申立期間の賞与については、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与についても、ほかの期間の賞与と同様に厚生年金保険料が控除されていたので、年金額の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を当該被保険者の賞与から控除していた事実があることが要件とされている。

しかしながら、事業主は、申立期間の賞与の額は 20 万円であると供述しているところ、申立人名義の金融機関の預金取引明細照会により、平成 23 年 7 月 29 日に事業主が供述している賞与の額と同額の 20 万円の入金を確認できることから、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 55 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 8 月 12 日から A 事業所に勤務し、47 年 3 月末で一旦退職した。それから約 1 年後に事業主に依頼され、申立期間について同事業所の B 職として再び勤務した。

常勤の B 職として勤務し、かつ、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 被保険者名簿によると、申立人及び前述の複数の同僚と一緒に勤務したとして姓名を挙げている同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数名いること、ii) A 事業所については、申立期間において、申立人が一緒に勤務したとする従業員数と厚生年金保険被保険者数とは一致しないこと、iii) 前述の複数の同僚の中には、事業主から社会保険への加入についての意向を聞かれたと供述している者も確認できることから、事業主は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、被保険者名簿によると、A 事業所は、昭和 59 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び給与から

の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 14 日

A社に勤務していた申立期間において賞与が支給されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社に勤務している友人に聞いたところ、賞与については全て振込みであり、厚生年金保険料も控除されているとのことだったので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 7 月はA社に勤務し、申立期間に係る賞与が支給されていたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人は申立期間当時における同社のパート労働者の夏期賞与支給対象基準に該当しなかったため賞与は支給していないと回答している上、申立人名義の金融機関の預金取引明細照会からは、当該期間に係る賞与が振り込まれた履歴は確認できない。

このほか、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から43年8月20日まで

私は、申立期間において、A社の業務を請け負っていたB市に所在するC事業所（後の、D社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が姓名を挙げた複数の同僚の供述から判断すると、申立期間の一部の期間について、申立人がD社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年7月1日であり、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間当時の事業主及び申立人が姓名を挙げたE職も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができず、当該E職及び前述の複数の同僚についても申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立事業所はA社の業務を請け負っていたと供述していることから同社に照会したものの、同社は当時の社員台帳に申立人の姓名は見当たらず、申立人が申立期間において勤務していたかどうかは不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月頃から 54 年 4 月頃まで

私は、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間の一部の期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「B職の下でC職として勤務していた。」と供述しているところ、A社の元事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は残っていないものの、A社には10人ぐらいの正社員がおり、全員を厚生年金保険に加入させていた。しかし、B職及びC職は正社員としてではなく請負業務者として取り扱っており、厚生年金保険の加入取扱対象外だった。厚生年金保険の加入取扱対象外の者から、厚生年金保険料を給与から控除することは無かった。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、会社には数人のB職の下にC職が50人ぐらいいたのではないか。」と供述しているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は、11人から15人までの間で推移していることからみても、同社は、申立期間当時、正社員のみを厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

さらに、申立人が姓（名）を挙げた申立期間当時のB職は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、記憶が曖昧である旨供述している上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、当該B職の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月頃 から 50 年 11 月頃までのうち 1 年間
私は、申立期間において A 社で臨時職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、賃金台帳等の資料及び申立期間当時の臨時雇、アルバイト等であり、正社員ではなかった従業員の名簿を保管しておらず、保管している「厚生年金失業保険被保険者索引簿」においても、申立人の姓名は記載されていない旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。